

しょうがいしゃさべつ 障害者差別のないまちは

だれ 誰もが暮らしやすいまち

みんなで
とりくむ

しょうがいしゃさべつ
障害者差別
かいしょうほう
解消法

かんが
みんなで考えてつくろう
さべつ
差別のない社会



わたしたちの住むまちには、さまざまなひとがいます。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、社会参加をさまたげる障壁や差別があるのです。

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、そんな障壁を取り除き、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために望まれる配慮は、すでにいろいろなところで実践されていますが、よりいっそう広め、障害への理解を深めていくことが大切です。

障害者差別のないまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

障害者差別解消法 って、

「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。障害があるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。



この法律で対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害および高次脳機能障害を含む）、そのほか心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む）がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けているすべての人です（障害児も含む）。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律で対象となる「民間事業者」とは？

目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

障害のある人への「不当な差別的とりあつかい」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！

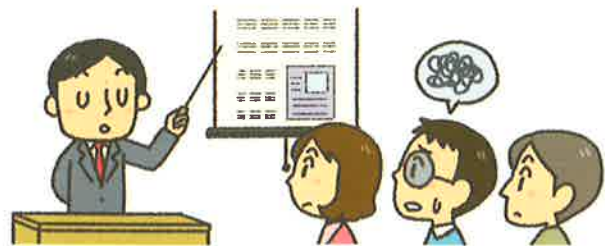
不当な差別的とりあつかい

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」（P3 参照）を取り除く配慮をしないことです。



●知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

どんな法律なの？

合理的な配慮が必要な「社会的障壁」って、具体的にどんなこと？

心身の障害によるものだけでなく、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるさまざまなもので、次のような事物、制度、慣行、観念などがあげられます。特に女性やこどもの場合は、その特性に応じた配慮も必要です。



社会的障壁の具体例

道路の段差

3センチ程度の段差でも車いすは進めなくなります。



書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



この法律で守らなければならないことのポイント

	不当な差別的とりあつかい	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	義務 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的とりあつかいが禁止されます。	義務 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。

※法改正により民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務へ変更されました。（令和6年4月1日施行）

こんなことで

障害のある人を 困らせてはいけません!

三例① お店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用して、ということをやめた。



三例② 入会手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害があることを伝え、そのことを理由に断った。



三例③ 賃貸契約で

アパートやマンションを借りようとする人が、障害があることを伝え、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



三例④ 駅で

障害のある人が目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明しなかった。



三例⑤ 避難所で

災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを伝えていたが、管理者は必要な情報提供を音声でしか行ななかった。



三例⑥ 役所で

役所での会議に招かれた障害のある人が、内容を理解するためのサポートが必要だと申し出たが、何の対応もしなかった。



みなさんも 注意しましょう!

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで法律に違反しても罰せられることはありませんが、すべての人が障害への理解を深めることは大切なことです。

こんなことは やめましょう

①

×電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くに障害のある人がいても席をゆずらない。



こんなことは やめましょう

②

×施設などの出入り口に近く、スペースも広くとってある障害者専用駐車場に駐車する。



こんなことは やめましょう

③

×飲食店などの中に身体障害者補助犬（盲導犬など）がいると、店員にクレームをつける。



しょうがいひと こんなことで 障害のある人を

サポートしましょう！

※どのような合理的配慮が必要かは、障害特性や状況によって異なるため、個々の場面で柔軟な対応が大切です。
また、行政機関や事業者が障害のある人と話し合い、お互いを理解して一緒に対応を検討することも重要です。

三例① お店で

視覚障害のある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。



三例② 受付で

聴覚障害のある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話など音声とは違う方法でコミュニケーションをとる。



三例③ 出入り口で

車いすを利用している人などのために、出入り口にスロープを設置するなど出入り口の段差をなくす工夫をする。



三例④ 駅で

車いすを利用している人が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅の駅員などが手助けをする。



三例⑤ 空港で

車いすを利用している人など歩行が困難な人の場合は、ほかの乗客よりも優先的に搭乗の案内をする。



三例⑥ 役所で

知的障害がある人から申し出があったときなどは、特にゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。



みなさんも 協力しましょう！

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで課せられる義務ではありませんが、豊かな共生社会を実現するために、みんなで助け合うことは大切なことです。

こんなことで 協力しましょう

①

電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。



こんなことで 協力しましょう

②

車いすを利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりにって手渡す。



こんなことで 協力しましょう

③

障害のある人に対する優遇措置（そうした措置で事実上の平等になる）に不平等感を抱かない。



みなさんの声をお聞かせください

障害者差別にかかわる相談窓口

まずは
役所の窓口へ

障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。

「障害者差別解消支援地域協議会」のネットワークで解決

障害者差別の解消を効果的に進めるために、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で「障害者差別解消支援地域協議会」を組織します。この協議会によって関係機関などのネットワークができて、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みをすることができます。



※どのような機関で構成するかは各協議会の判断によります。

●氷見市福祉介護課

☎(0766) 74-8113

●ふくし相談サポートセンター（氷見市役所内）

（基幹相談支援センター）

☎(0766) 30-2937

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。